屋外広告物のしおり

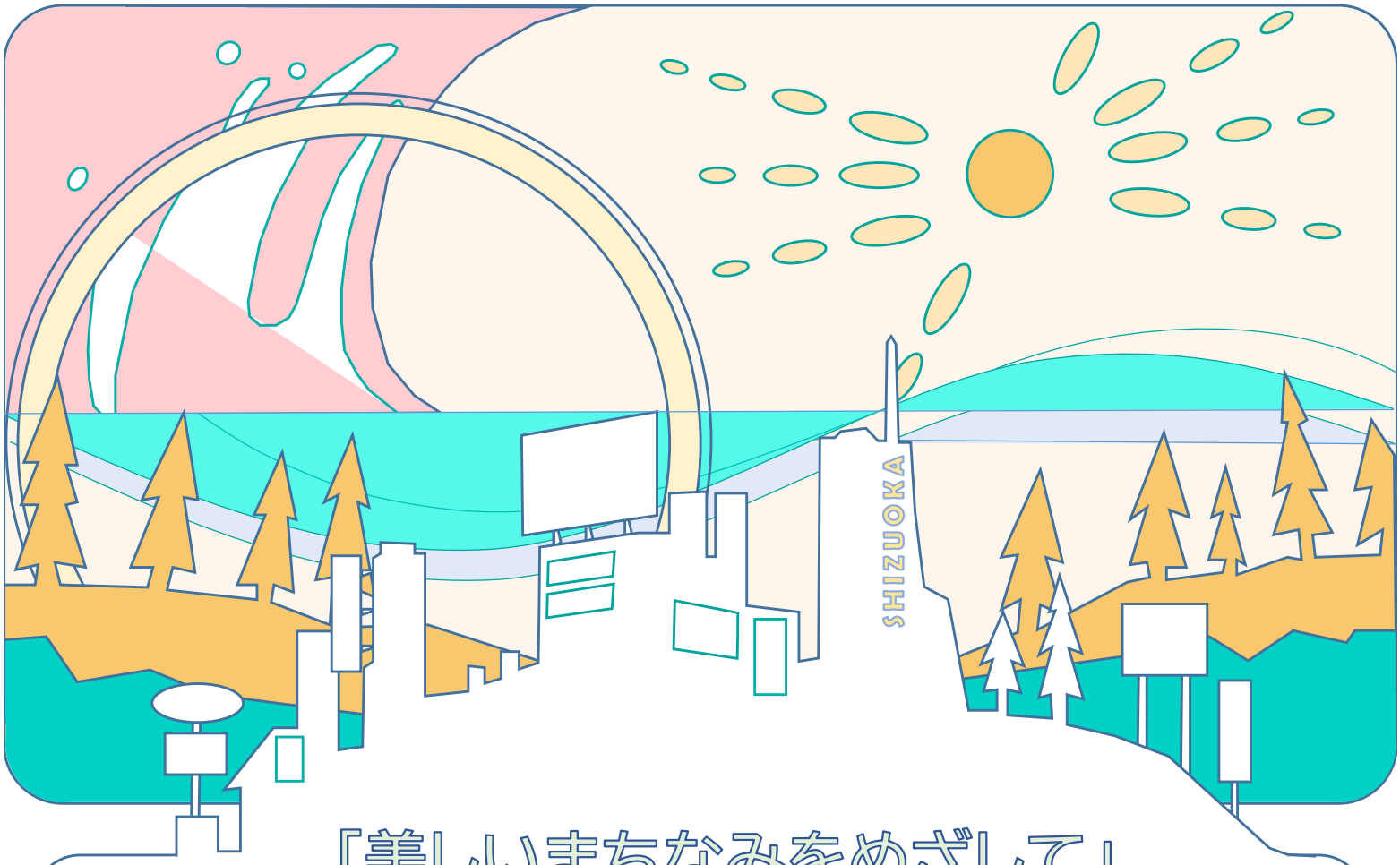

「美しいまちなみをめざして」

屋外広告物は、上手に活用すればまちに賑わいと活気をもたらし、生活に必要な情報を提供してくれます。
しかし、屋外広告物が無秩序、無制限に氾濫すると、まちの景観や自然の持つ美しさを損ね、ときには思わぬ災害につながることもあります。

そこで、静岡市では、良好な景観の形成、風致の維持、そして公衆への危害の防止を図るため、屋外広告物の表示等についてのルール（静岡市屋外広告物条例）を定めています。

このパンフレットは、屋外広告物の表示等をしようとする方だけでなく、市民の皆様に屋外広告物についてのルールを理解していただくため、その概要を説明したものです。
静岡市らしい美しいまちなみを形成し、豊かな自然景観を守るため、皆様のご協力をお願いします。

静岡市

1 屋外広告物とは

法第2条

屋外広告物法では「屋外広告物」を次の4つの要件を満たすものとして定義しています。

① 常時又は一定の期間継続して表示されるもの
② 屋外で表示されるもの
③ 公衆に対して表示されるもの
④ 看板・立看板・はり紙・はり札や広告塔・広告板・建物などに表示・設置されたものやこれらに類するもの

- 営利を目的とする商業広告だけでなく、非営利的なものであっても、これら4つの要件をすべて満たしているものであれば、その表示する内容の如何にかかわらず「屋外広告物」となります。
- 文字で表示されていない絵、写真等も含まれます。
- 建物や塀の外壁などに直接ペイントされた文字、絵等も含まれます。

屋外広告物の例

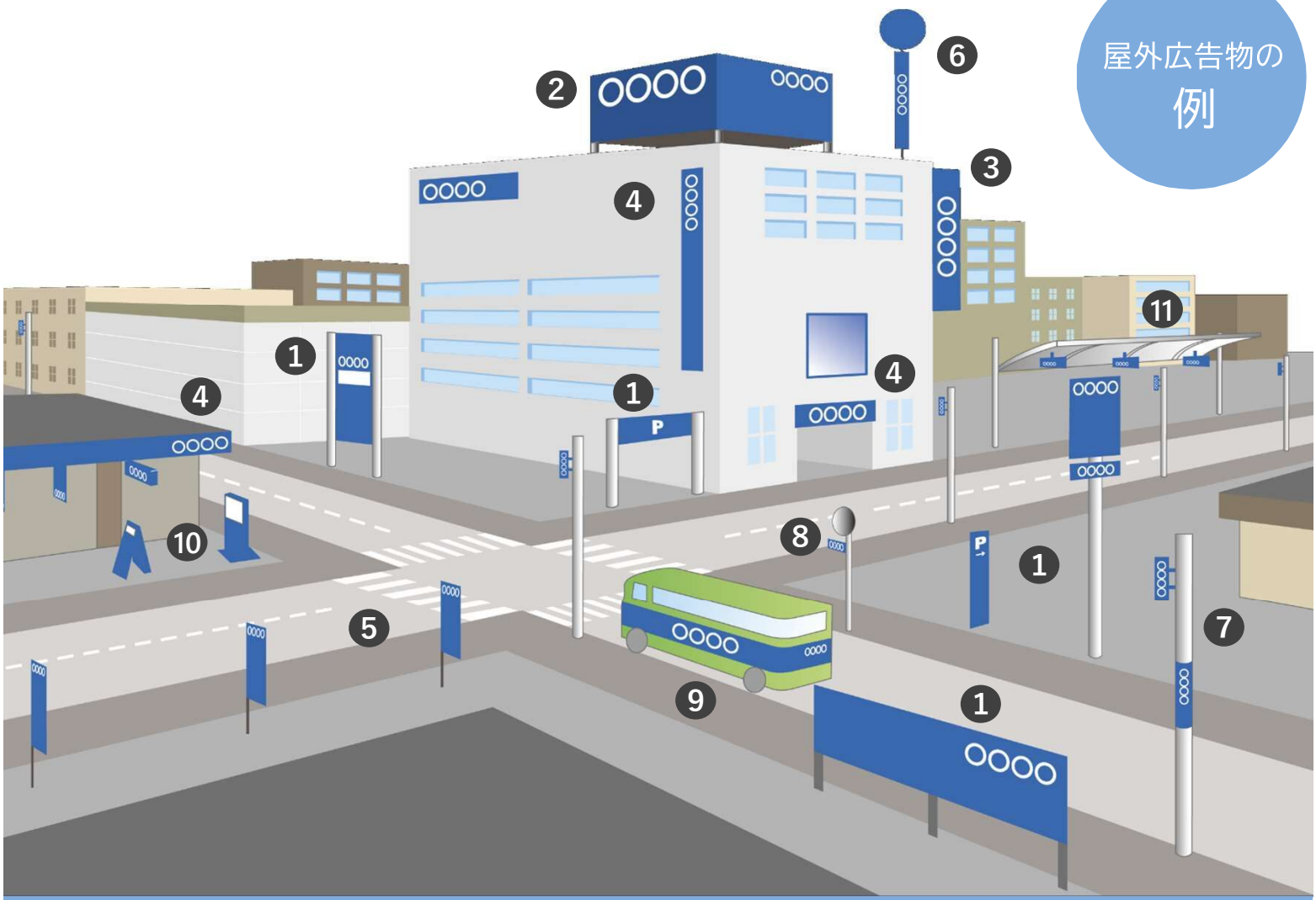

❶ 野立広告 ❷ 屋上広告 ❸ 突出広告 ❹ 壁面利用広告 ❺ 広告旗（のぼり） ❻ アドバルーン
❼ 電柱利用広告 ❽ 消火栓標識柱利用広告 ❾ 乗合自動車広告（ラッピングバス） ❿ 置看板
⓫ アーケード吊下げ広告

●屋外広告物に含まれないもの

・街頭などで配られるビラやチラシなど
・建物の内部に表示したもの
・駅の構内（改札口の内側）など特定の人に対しての表示や、建物により閉鎖された中庭などに向かって表示されたもの
・何らかの概念、イメージなどを表示していないもの
・有体物に投影しない単なる光のみのもの
・音響のような無形のもの

2 規制地域

条例第3条、第5条

静岡市では、地域の特性に応じて4種類の規制地域を定め、それぞれの地域ごとに屋外広告物の基準を定めています。

第1種特別規制地域	特に、自然景観、良好な住宅地などの保全が望まれる地域 （第1種低層住居専用地域、風致地区、文化財から周囲50m以内の地域、史跡、名勝等）
第2種特別規制地域	良好な沿道、沿線景観などの形成が望まれる地域 （東名・新東名高速道路、国道1号静清バイパス、東海道新幹線等及びこれらの周辺地域等）
第1種普通規制地域	都市計画区域等で一定の規制が必要な地域 （都市計画区域のうち第1種・第2種特別規制地域及び第2種普通規制地域を除いた地域等）
第2種普通規制地域	活発な商業活動が見られる商業系土地利用の地域 （商業地域、容積率300%以上の近隣商業地域）

規制の概要については 3 ～ 5 ページをご覧ください。

3 禁止広告物

条例第9条

公衆に対する危害を防止するため、
「規制地域にかかわらずどんな場所にも表示・設置を行ってはならない広告物」を定めています。

① 著しく破損し、又は老朽したもの
② 倒壊又は落下のおそれがあるもの
③ 信号機、道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるもの
④ 交通の安全を阻害するもの

4 禁止物件

条例第4条

良好な景観や風致を守り、物件そのものの機能・効用を妨げないようにするため、
「原則として広告物の表示・設置を行ってはならない物件」を定めています。

●次の物件などには、広告物の表示・設置はできません。

（ 橋 ）

（トンネル）

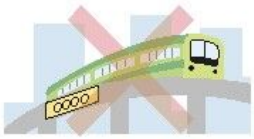
（高架構造物）

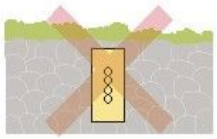
（石垣・擁壁）

（街路樹）

（信号機）

（道路標識）

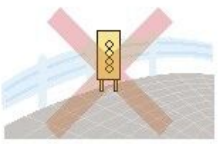
（ガードレール）

（消火栓）

（郵便ポスト）

（電話ボックス）

（銅像）

（道路の路面）

など

● 電柱、街灯柱その他これらに類するものには、
はり紙、はり札、広告旗、立看板等の表示・設置はできません。

（電柱）

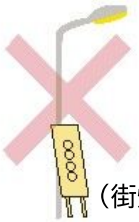
（街灯柱）

5 規制の概要

●屋外広告物を表示・設置するには原則許可が必要です。また、規制地域・表示内容ごとに取扱いが異なります。

規制地域 ＼ 広告物の表示内容	規制が厳しい ←→ 規制が緩い 第１種 特別規制地域	第２種 特別規制地域	第１種 普通規制地域	第２種 普通規制地域
	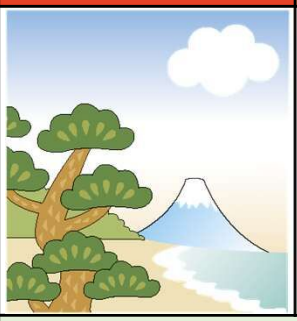	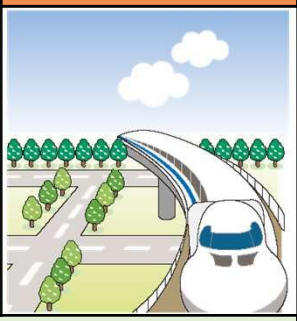		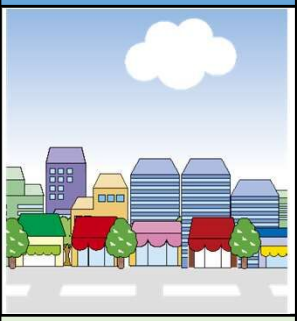
自家広告 自己の名称、店名、商標等を表示するため、自己の営業所、作業所等に表示、設置する広告物 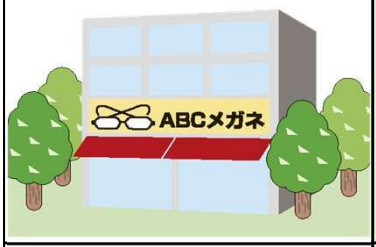	**広告物総面積※5㎡以内は許可申請不要**		**広告物総面積※10㎡以内は許可申請不要**	**広告物総面積※20㎡以内は許可申請不要**
	申請不要の総面積を超えた場合、敷地内すべての広告物の許可申請が必要です。 6 許可の個別基準 ❶ をご確認ください。			
案内広告（道標・案内図板） 地図又は矢印を使用し、案内対象までの誘導を図るもの 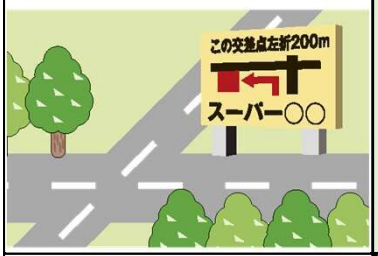	**すべて許可申請が必要です。** 6 許可の個別基準 ❷ をご確認ください。		**すべて許可申請が必要です。** 6 許可の個別基準 ❶ をご確認ください。	
一般広告（その他の広告物） 自家広告や案内広告に該当しないもの 	**設置は不可です。** ※デジタルサイネージも原則一般広告として扱います。			

※自家広告における総面積とは、一事業者等が事業上必要とする土地（道路、その他の土地により分断されている場合を含む）を一敷地とみなし、当該敷地内に表示される屋外広告物の面積の合計とします。

6 許可の個別基準 ❶

広告物の種類によって下記のとおり制限があります。

共通基準

●著しく汚染し、退色し、又は塗料のはく離したものでないこと。
●電飾設備を有するものにあっては、昼間においても美観を損なわないものであること。
●構造は、地震、風雨等により破損し、落下し、又は倒壊する恐れのないものであること。
●交通の妨害となるような位置に表示・設置しないものであること。
●信号機、道路標識その他の公共の用に供する工作物の効用を妨げるようなものでないこと。　など

広告物の種類 ＼ 規制地域			第1種 特別規制地域	第2種 特別規制地域	第1種 普通規制地域	第2種 普通規制地域	共通事項
①	野立広告塔	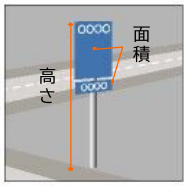	高さは10m以下（照明設備を含む）1面の面積は30㎡以内であること	高さは15m以下（照明設備を含む） 1面の面積は30㎡以内であること			
	野立広告板	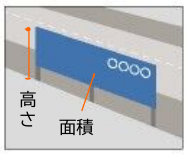	高さは5m以下（照明設備を含む） 面積は全面で30㎡以内であること				
②	屋上広告		広告物の高さは5m以下でかつ広告物の設置個所までの高さの2/3以下であること（照明設備を含む）	広告物の高さは10m以下でかつ広告物の設置個所までの高さの2/3以下であること（照明設備を含む）	広告物の高さは15m以下でかつ広告物の設置個所までの高さの2/3以下であること（照明設備を含む）		壁面から（建物の幅より横に）突き出ないこと（照明設備を除く） 照明設備が道路等に突き出ないこと 照明設備が壁面から突き出る場合は落下防止措置を講じること 木造建築物に設置しないこと
③	壁面突出広告	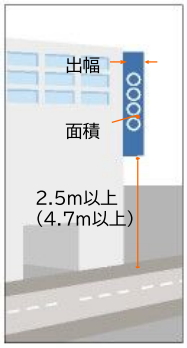	1面の面積は20㎡以内であること			面積による制限なし	出幅は1.5m以下であること 下端は歩道がある道路では地上から2.5m以上（歩道がない道路では4.7m以上） 上端は壁面を越えないものであること
④	壁面利用・塀利用広告		・壁面（塀）1面の面積が300㎡未満の場合 ……壁面（塀）面積の1/5以内であること （壁面（塀）面積の1/5が15㎡未満の場合……15㎡まで可） ・壁面（塀）1面の面積が300㎡以上の場合 ……壁面（塀）面積の1/10以内であること （壁面（塀）面積の1/10が60㎡未満の場合…60㎡まで可）			壁面（塀）1面の1/5以内であること（壁面（塀）面積の1/5が15㎡未満の場合……15㎡まで可）	壁面（塀）の端から突き出さないこと 窓その他開口部を覆わないこと
⑤	のぼり	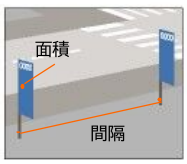	1本当たりの表示面積は、1面につき2㎡以内であること 道路の路端から5メートル以内の範囲に表示し、または設置する場合においては、相互の間隔は5メートル以上であること				

※野立広告とは、建物などに設置されず、土地に定着させた自立している広告物とします。
※野立広告塔、野立広告板、壁面突出広告及び壁面利用・塀利用広告の照明設備に落下防止措置を講じること。

6 許可の個別基準 ❷

特別規制地域における案内広告の許可基準

案内広告の許可基準 ＼ 規制地域	第1種特別規制地域	第2種特別規制地域
⑥ 案内広告の要件	 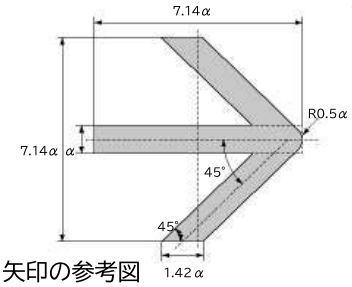 矢印の参考図	原則として、案内広告の設置場所から案内対象までの経路を表示したものであること（事前にご相談ください） 案内対象に誘導するための地図又は矢印を表示したものであること 案内表示（地図、矢印、距離、誘導文言）の合計面積が案内広告の面積の1/3以上であること
相互間距離	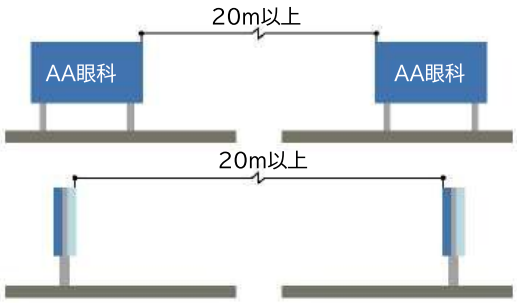	同一案内対象へ誘導することを目的とする案内広告を設置する場合は相互間の距離を20m以上とすること
高さ・面積	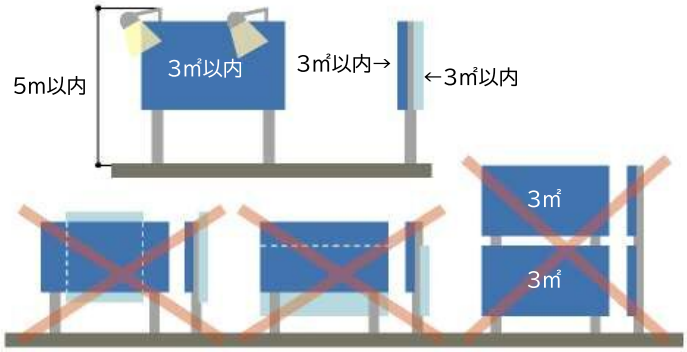	表示面積は、原則片面3㎡以内であること ただし、表側と同一寸法及び形状の案内広告をそれぞれの裏側が見えないように表示する場合に限り、裏側にも表示できる 高さは5m 以下であること（照明設備含む）
電飾設備		動光（電光掲示）、点滅照明、ネオン照明、光源が露出したもの（案内広告を直接照らすものを除く）を使用しないこと
広告物の種類	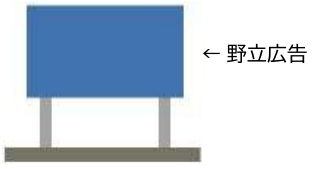 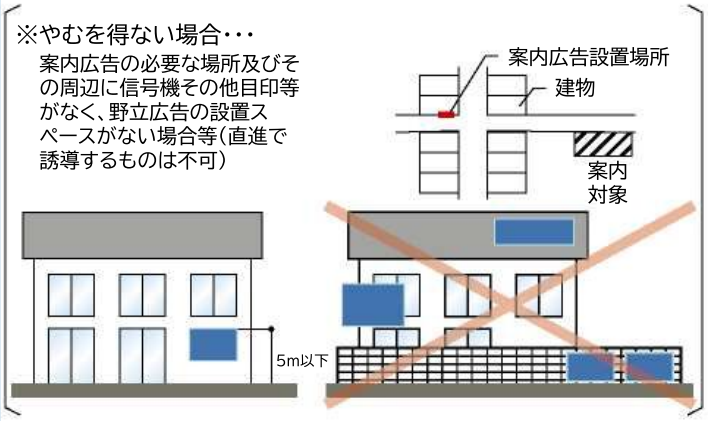	・野立広告 ・電柱、街灯柱、消火栓標識柱を利用するもの ・建築物の壁面を利用するもので、上記基準に加え次の基準に適合するもの（判断に必要な書類を準備の上、事前にご相談ください。 【基準】 ・土地の状況等によりやむを得ないと認められるもの ・当該広告物の上端の高さは、地盤面から5m以下であること（照明設備含む） ・表示面積は3㎡以内であること ・壁面の端から突き出ないものであること ・窓その他の開口部を覆わないものであること

その他の広告物 ●アドバルーン ●電柱・街灯柱・消火栓標識柱を利用する広告物 ●乗合自動車 ●電車広告など

各広告物の個別基準については、担当へご相談ください。

7 許可申請の手続き

※ は設置者の手続き

設 置 計 画

事 前 相 談 ……関係法令の事前相談(※2)

許 可 申 請 (※1)

堅牢な広告物の管理者設置届(様式第17号)
(建築基準法の規定により確認申請を要する広告物の場合)

審 査

手 数 料 入 金 ……納付書払い

許 可 ……許可書と許可シールの交付

施 工

設 置 完 了 ……広告物に許可シールを貼る

管 理 ・ 点 検
- ……許可された広告物の変更 → 変更・改造許可申請(様式第6号)
- ……広告物を撤去 → 除 却 届(様式第13号)

許 可 期 間 満 了 ……引き続き広告物を表示 → 更新許可申請(様式第3号)

※1	屋外広告物許可申請書(様式第1号の2) 添付書類(提出部数1部)
案内図	特別規制地域内に案内広告を設置する場合は、表示する方向及び設置場所から案内対象までの経路を確認することができる図書を添付してください。
配置図	敷地内の広告物の設置場所を明記してください。
設計図	形状、面積、材料、構造等を明記した、工事用の図面及び仕様書を添付してください。
意匠図	色彩・意匠を示す図面を添付してください。
立面図	建築物を利用して設置する場合、基準に適合していることがわかる図面を添付してください。
カラー写真	周辺状況がわかるカラー写真を添付してください。
その他	案内広告・一般広告の場合は「土地使用承諾書の写し」 道路にはみ出る場合は「道路占用許可書の写し」 等
手数料	①照明なし…5㎡ごとに1,290円(許可期間2年) ②照明あり…5㎡ごとに1,550円(許可期間2年) (堅牢な広告物については許可期間3年とすることができます。その場合、手数料は1.5倍の額となります。)

※2 屋外広告物の設置には、他法令の手続きが必要な場合があります。

- 建築基準法(工作物の確認申請) → 建築安全推進課又は指定確認検査機関
- 道路法(道路占用許可) → 所管する道路管理者
- 道路交通法(道路使用許可) → 所管する警察署
- 都市計画法(地区計画) → 都市計画課

8 屋外広告業を営む方

●「屋外広告業」とは

屋外広告物の表示又は掲出物件の設置を行う営業をいいます。すなわち屋外広告物の広告主から屋外広告物の表示又は掲出物件の設置に関する工事を請負い、屋外で公衆に表示することを業として行う営業をいいます。（元請け、下請けといった立場の形態の如何は問いません。）

●屋外広告業の登録

静岡市内で屋外広告業を営もうとする方は、**事前に静岡市の登録を受けることが必要**です。市内に営業所を有しているかどうかに関わらず、登録が必要となります。

屋外広告業の登録方法は以下の2つです。

静岡市屋外広告業	静岡市特例屋外広告業
静岡市のみに屋外広告業の登録をします。 静岡市に業登録後、静岡県に登録すると静岡市の登録は抹消されますのでご注意ください。	静岡県の業登録を受けている方は、届出をすれば、静岡市でも登録業者としてみなすことができます。
・登録の有効期間は5年 ・手数料1万円	・登録の有効期間は県の登録に準ずる。（5年） ・手数料不要 （県に業登録する際に手数料1万円がかかります）

●業務主任者の選任

業の登録にあたって、業務主任者を選任する必要があります。
業務主任者になられる方は、下記の資格のいずれかが必要です。

- ❑屋外広告士
- ❑屋外広告物講習会修了証書
- ❑技能検定合格証書（広告美術仕上げ）
- ❑職業訓練指導員免許証（広告美術科）
- ❑職業訓練課程（広告美術科）の修了証

屋外広告業で使用する様式は以下の通りです。

静岡市屋外広告業の様式	静岡市特例屋外広告業の様式
［新規］ 屋外広告業登録申請書（様式第22号）	**［新規］** 特例屋外広告業届出書（様式第36号）
［更新］ 屋外広告業登録申請書（様式第22号）	**［更新］** 特例屋外広告業届出事項変更届出書（様式第38号）
［変更］ 屋外広告業登録事項変更届出書（様式第25号）	**［変更］** 特例屋外広告業届出事項変更届出書（様式第38号）
［廃業］ 屋外広告業廃業等届出書（様式第26号）	**［廃業］** 屋外広告業廃業等届出書（様式第26号）

9 便利な機能のご案内

●インターネットで規制地域の確認ができます。

静岡市ホームページの『静岡市地理情報システム(しずマップ)』から屋外広告物の規制地域を確認することができます。

・スマートフォン、PCからお気軽に確認できます。
・従来の紙の規制図では記載できなかった細かい部分まで確認できます。

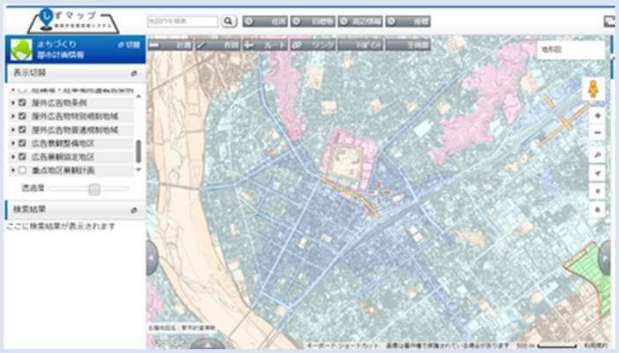

こちらのQRコードからアクセス可能です⇒

●インターネットで申請書・届出書のダウンロードができます。

静岡市ホームページの『申請書ダウンロード』から申請書・届出書のダウンロードができます。

・キーワード検索で「屋外広告」と検索すれば、屋外広告物関係の申請書・届出書が確認できます。

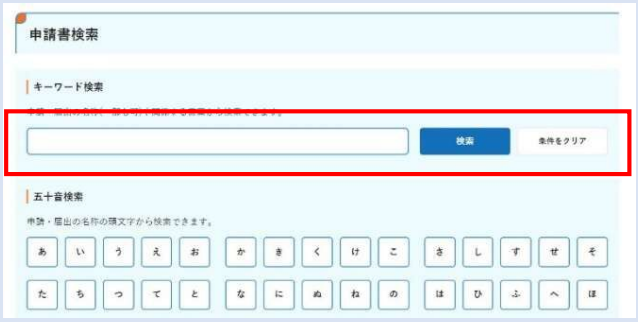

こちらのQRコードからアクセス可能です⇒

10 問い合わせ・申請窓口

屋外広告物に関する各種申請・届出	景観まちづくり課 屋外広告物係	〒420-8602 静岡市葵区追手町5-1(静岡庁舎7階) TEL 054-221-1123　FAX 054-221-1294 E-mail:keikan-machidukuri@city.shizuoka.lg.jp
工作物の確認申請	建築安全推進課　審査係	TEL 054-221-1259
道路占用許可 (市が管理する道路)	土木管理課　占用係	TEL 054-221-1442
	土木事務所　管理係	〒424-8701 静岡市清水区旭町6-8(清水庁舎) TEL 054-354-2218